

# 各区から報告のあった市の施策として 取り組むべき課題について

令和 6 年度 第 1 回 市地域自立支援協議部会

## 【これまでの経過】

- ・市協議会で取り組む課題の設定、検討については、令和2年度第2回市協議会において、各区協議会からの市の施策として取り組むべき課題の報告を基に行っていくこととしました。
- ・令和3年度からこの仕組みに基づいて、「相談支援体制」「ケース会議」「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」の5つの課題の検討・取組を進めてきました。
- ・令和5年度第2回市協議会において、これまで優先的に検討を進めてきた「相談支援体制」「ケース会議」については、委員のご意見を基に一定取組が進んだことから今後は動向を注視していくこととし、令和6年度からは「関係機関との連携」について優先的に検討を進めるとしたところです。



区から報告のあった市の施策として取り組むべき課題

市地域自立支援協議会で検討する課題

相談支援体制

ケース会議

関係機関との連携

虐待対応

重度障がい者  
への支援

# 令和3～5年度に検討・取組を進めた課題

## 相談支援体制

- ✓ 相談支援事業所、相談員の増加
- ✓ 相談員1人事業所への支援
- ✓ 緊急ケースへの対応（8050問題等）

## ケース会議

- ✓ 個別事例の検討の場
  - ・ 守秘義務を規定した法定会議の設置
  - ・ 複合的課題を抱えた支援困難ケースへの対応

### 相談支援事業所、相談員の増加



事業所、相談員が不足していてセルフプランにせざるを得ない

### 相談員1人事業所への支援



対応件数をこれ以上増やすことができず、相談支援が追いつかない

### 緊急ケースへの対応



親が死亡・入院・入所することで残された障がい者が生活困難となる

### 個別事例の検討の場



当事者の同意がないと必要な個人情報の共有ができず、ケース会議が開催できない



#### 取組

#### 事業所運営・相談員養成への支援



- ・ R6報酬改定の取扱い及び相談支援体制の充実に向けた取組に関する事務連絡を发出（R6.4 実施 参考資料1）
- ・ 初任者研修、主任研修の本市推薦を実施



#### 取組

#### 複数事業所が協働する体制を確保



- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することで地域生活支援拠点として登録できるよう要綱を改正（R6.4 改正）
- ・ 事業所等に要綱改正に係る事務連絡を发出（R6.7 実施 参考資料2）



#### 取組

#### 緊急時一時保護事業・緊急時支援事業の活用



- ・ 緊急時一時保護事業・緊急時支援事業について各区へ再周知（R6.10 予定）



#### 取組

#### 守秘義務を規定した法定会議を区協議会に設置



- ・ 各区の地域自立支援協議会設置要綱に守秘義務の規定を追加（R6.4～ 実施）
- ・ 区担当者と基幹Cとで、個別事例の検討についてグループワークや情報交換を実施（R6.6.28）

## 令和6年度以降の検討・取組を進める課題

- 今後は、引き続き「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」に取り組み、そのうち「関係機関との連携」を重点的に検討・取組を進めていきます。
- また、「関係機関との連携」における検討項目については、令和6年度に各区より報告のあった課題の内容を踏まえ、次のとおり修正・追加します。
  - ・保健師や子育て支援室など関係機関と連携した多面的な障がい児支援の必要性が挙げられていることから、「教育機関との連携」としていた検討項目を「障がい児支援における関係機関との連携」とし、障がい児支援についてより広い観点から総合的に検討を進めます。
  - ・防災の視点によるネットワークづくりや、個別避難計画の作成にかかる障がい福祉サービス事業所等の連携等が挙げられていることから、新たに「災害時に備えた関係機関との連携」を加え、検討を進めます。

### 令和3年度から令和5年度

#### 関係機関との連携

- ❗ 65歳移行時の問題（セルフプラン・ケアマネ）
- ❗ 18歳移行時の問題（セルフプラン）
- ❗ 教育機関との連携

#### 虐待対応

- ❗ 障がい者虐待の対応

#### 重度障がい者への支援

- ❗ グループホームの支援の質の向上



### 令和6年度以降

#### 関係機関との連携

- ❗ 65歳移行時の問題（セルフプラン・ケアマネ）
- ❗ 18歳移行時の問題（セルフプラン）
- ❗ 障がい児支援における関係機関との連携
- ❗ 災害時に備えた関係機関との連携 new

#### 虐待対応

- ❗ 障がい者虐待の対応

#### 重度障がい者への支援

- ❗ グループホームの支援の質の向上

## 「関係機関との連携」の検討・取組状況

### 65歳移行時の問題(セルフプラン)



セルフプランの方が  
介護保険と障害福祉サービスの  
併用等に対応できない



#### 取組

#### 計画相談支援の利用促進



- ・64歳を迎えるセルフプランの方を対象に計画相談の利用の勧奨文書を送付 (R6.12 予定)
- ・区、基幹C、相談事業所へ勧奨文書を送付したことを連携し、協力を依頼 (R6.12 予定)

### 65歳移行時の問題(ケアマネ)



ケアマネジャーが  
介護保険と障害福祉サービスの  
併用等を十分に理解していない



#### 取組

#### ケアマネジャーとの連携



- ・集団指導を活用した周知啓発 (R6.7 実施)
- ・介護保険サービスと障害福祉サービスの併給に関する事業者向けHPを作成 (R6年度予定)

### 18歳移行時の問題(セルフプラン)



セルフプランの児童の  
障害福祉サービスへの移行が  
上手くいかない



#### 引き続き検討

#### 障害児相談支援の利用促進



- ・セルフプランの児童とその保護者を対象に障害児相談の利用の勧奨を行う (要検討)
- ・区、基幹C等への連携・協力を依頼 (要検討)

■ 市地域自立支援協議会で検討する課題

類 型	課 題	問 題 点	備考 (R6 項番)	
関係機関との連携	65歳移行時の問題 (セルフプラン)	・障がい者が65歳を迎え介護保険制度の対象となると、これまでセルフプランを利用していた人は、本人自身でケアマネジャーとのプラン作成や事業所調整を行うことになるが、介護保険制度は障がい福祉制度とは異なるため、本人が不安を感じたり、サービス利用の調整や事業所探しが難航し、スムーズにサービスを利用できなくなることがある。		
	65歳移行時の問題 (ケアマネジャー)	・障がい者が65歳を迎え、障がい福祉制度から介護保険制度に移行する際、制度の違いからサービスの質や量が変わる。そのため、本人の意向やこれまで利用してきた福祉サービスを十分に認識しない状況で、ケアマネジャーが介護保険のプランを作成することがあり、介護保険制度への移行後、本人がこれまでと同等のサービスが利用できなくなることがある。 ・障がい福祉サービスの併給において相談支援専門員との連携が十分ではないケースがみられる。	No.1	
	18歳移行時の問題 (セルフプラン)	・児童サービスを利用していた人が18歳になり成人のサービスを利用する際、これまでセルフプランを利用していた人は、18歳になるまでに成人のサービスについて十分に知る機会がなかったり、児童サービスと成人のサービスとの橋渡し役がないことから、一貫した支援にならないことがある。	No.2	
	障がい児支援における 関係機関の連携		・教員の障がい理解や福祉サービスへの理解が不足しており、その結果、悩んでいる教員も多い。 ・教育機関と連携する際には、児童を通じて面識のある教員と個別に連携しており、組織間での連携基盤が整っていない。	No.3、4、5
			・障がい児（リスク児を含む）の支援について、乳幼児健診や地域担当として関わりを持っている保健師、家族を含めた複合的な支援が必要となる場合に関わりをもつ子育て支援室、通学先の学校といった担当を超えた直接的な連携が取りづらい。	
	災害時の障がい者支援	・近年、想定を超える自然災害が多発している中で、避難行動要支援者の個別避難計画の策定も各区において進めているが、防災担当と福祉担当、地域との連携が十分に取れておらず、実際の災害時に対応困難となることが予想される。 ・高齢や訪問看護の分野と連携する環境は整いつつあり、防災の意識は高まってきているが、地域との連携およびネットワークの構築はまだまだできていない。	No.6、7、8	
虐待対応	障がい者虐待の対応	・障がい者虐待について、法における「養護者」の定義が曖昧で狭く捉えられることがあることから、法に基づく虐待の調査がなされていない事例が発生しており、区や支援機関との連携にも支障が生じている。 ・年々増加する障がい者虐待について、各区や担当者によって対応や解釈が異なり、虐待対応スキーム通りに動けていないことがある。	No.9、10	
重度障がい者 への支援	グループホームの 支援の質の向上	・グループホームの数は増加しているが、強度行動障がいなど支援が多く必要な障がい者の受け入れは進んでいない。支援が多く必要な障がい者を受け入れられるグループホームを増やしていく必要がある。	No.11、12	

令和6年度 市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

【市地域自立支援協議会で検討する課題】

《関係機関との連携》

No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
1	介護支援専門員との連携	障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、従来のニーズやサービスについて十分認識されないまま介護保険のプランが作成されることがある。 そのことで今まで利用していたサービスが利用できなくなったケースや、障がい福祉サービスの併給において相談支援専門員との連携が十分ではないケースがみられる。	介護保険サービスへの引き継ぎが円滑に進むよう、各種研修や集団指導などを通じて介護支援専門員に障がい福祉サービスについて理解を深めるなど、ケアマネジメントの質を向上させる取り組みが必要である。	障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行における課題を把握し、具体的な対策について検討する必要があると考える。	淀川区
2	18歳に到達前の区分認定調査の実施、相談支援事業所へのつながりについて	誕生日が年度末の卒業予定者（18歳到達）の場合、卒業後に生活介護を利用するため、障がい区分認定を早期に確定し、卒業後のサービス調整を行う必要がある。 令和3年度に、本件は指摘されており、市として誕生日を待たずに申請可能であることが示されているにも関わらず、区によって「対応できない」と申請を拒否している事態が生じている。同様のケースでセルフプランの場合、保護者が単独で卒業後に事業所探しや調整を行うこと、また、その間、支援を受けることができない期間が生じてしまう。	18歳到達が年度末になる場合は、サービスを利用できない期間が生じるなど不利益を被ることがあるため、令和3年度に示した通り、必要に応じて年度の早い段階から区分認定申請が可能となるよう、市全体で統一した対応を取ることが必要である。 あわせてセルフプラン者には16～17歳時点から早めに相談支援の利用を勧奨する仕組みを設けてもらいたい。	全区で改めて周知統一した対応がなされるよう、またセルフプラン者が不利益を被ることがないように市で明確な仕組みを検討し、本人・家族や区・相談支援事業所に周知いただく必要がある。	住吉区
3	学校機関の障がい理解について	学校機関に対し、障がい理解と福祉サービスの理解にかかる説明について相談支援専門員が行っているが、まだまだ福祉サービスの円滑な利用や連携はうまくいっていないと感じている。	計画相談がついている場合には、担当者会議で周知を行いながら理解してもらい、福祉教育を行う時に、福祉サービスについて先生方にも説明を行ってほしいと考える。	制度改正が行われたとき、学校との連携が必要になることも考えられるため、学校側とより良い連携を構築していくためにも、府・市より積極的に情報発信を行ってほしい。 学校長により対応が変わることがあるのなら連携が困難にならないよう早急な議論が必要と考える。	阿倍野区
4	早期発見・早期療育の観点から障がいをもつ子ども（リスク児含む）の家族支援の強化について	障がい児（リスク児含む）の支援について、乳幼児健診や地域担当として関わりを持っている保健師、家族を含めた複合的な支援が必要となる場合に関わりをもつ子育て支援室、通学先の学校といった担当を超えた直接的な連携が取りづらい。	具体的なケース会議となれば、つながる場等の活用が考えられるが、区として継続的及び包括的な支援体制を築くためには、普段から顔の見える関係や情報共有が不可欠である。 保健師や子育て支援室メンバーが自立支援協議会の部会等への参加が可能になる職務体系の整備が必要ではないだろうか？	発達障がいの疑い等リスク児を含む子どもたちの支援は本人だけでなく、家族も含めた支援が必要な場合が多い。 個別ケースだけでなく、区全体としての支援体制構築や社会資源の開発等を話し合えるよう各区の自立支援協議会において保健師部門・子育て支援室・学校が部会等に参加できるような体制づくりを検討する必要があると考える。	西淀川区

《関係機関との連携》

No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
5	子育て支援室との連携	<p>要保護児童・要支援児童のケースに相談員をつけたいとの相談を受けるが、相談員をつけることが目的になっている。</p> <p>しかし実際には、対象児がサービスの必要性を感じていない、不登校やひきこもり等で会うことができず通所支援の契約に至らない、契約をしても利用が途絶え契約が終了してしまうなどのケースがみられる。</p> <p>また相談員をつけることを重視するあまり行政との連携が希薄となっている。</p>	<p>行政も含めた支援者間での連携を密に行い、適切な支援について検討していく必要がある。</p> <p>また、契約終了等により相談員がつかなくなったケース、不登校児など支援につながらないケースなどに対して支援が途切れないようにするための仕組みづくり、訪問支援や報酬のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>要保護児童、要支援児童、不登校児等への支援のあり方について、大阪市として支援が途切れないための仕組み、具体的な取組を検討する必要があると考える。</p>	淀川区
6	福祉防災について	<p>高齢や訪問看護の分野と連携する環境は整いつつあり、防災の意識は高まってきているが、地域との連携およびネットワークの構築はまだできていない。</p>	<p>区・地域・福祉・医療での防災ネットワークの構築。</p> <p>地域で行っている防災訓練への参加。</p>	<p>医療の分野で防災時の備品を管理している部門はあるが、一部の機関でしか状況を把握していないという資源も限られている。</p> <p>府での管理ではなく、市・区でも必要な備品やそれにかかる予算など必要と考える。</p> <p>ネットワーク構築には行政の主導が必須であるため福祉を交えた議論が必要である。</p>	阿倍野区
7	防災、災害時における支援	<p>近年、想定を超える自然災害が多発している。</p> <p>個別避難計画策定も進み始めているが、実際の災害時に対応困難となることも予想される。</p>	<p>個別避難計画作成段階から障がい福祉サービス事業所も関り、作成できるような仕組み、平時からの連携の強化があればと思われる。</p> <p>また、個別避難計画作成対象者以外の方への対応も検討が必要。</p>	<p>災害時に取り残されることがないように体制を検討する必要があると思われる。</p>	此花区
8	障がい者の地域防災について	<p>避難行動要支援者の個別避難計画作成が始まっているが、防災担当と福祉担当、地域との連携が出来ておらず、中身のある個別避難計画となっていない。</p> <p>障がい者と地域で助ける側との顔合わせが出来ておらず、災害時に困ることが想定されるため、福祉専門職も交えて取り組みを進めていく必要がある。また、自宅避難時の支援策や、福祉避難所に直接避難できるよう、仕組みづくりを検討する必要がある。</p>	<p>個別避難計画作成に福祉専門職も入り、障がい者も参加できる地域の防災訓練の仕組みづくりが必要。</p> <p>また、自宅避難の支援策、そして福祉避難所に障がい者が直接避難に行ける仕組みを作る必要がある。</p>	<p>福祉と防災、地域が連携し障がい者が災害時に安心して避難できるよう、市危機管理室と福祉局がまず連携し、まだまだ進まない個別避難計画作成を形骸化させず中身のあるものとして、実際に使えるものにするため急ぎ対応する必要がある。</p> <p>また、障がい者も参加する地域防災訓練の仕組みづくり、学校等避難所の障がい特性に応じた環境整備、自宅や車中避難への支援策、福祉避難所に直接避難できる仕組みづくりを、市として早急に対策を講じる必要があると考える。</p>	都島区

《虐待対応》

No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
9	福祉施設従事者による虐待対応及び養護者虐待について	<p>福祉施設従事者による虐待対応について、以下の課題が報告されている。</p> <p>①市の虐待相談の窓口（運営指導課）へ通報した際、窓口担当者によっては、「本件は通報か、それとも相談か？」と、通報者に判断を委ねることがある。</p> <p>②相談支援を利用している当事者の方の利用ケースで、サービス利用計画案・本計画の作成・会議・交付及びモニタリングを2年間実施されていない事案を通報をした。市虐待相談窓口では本人が相談支援を利用したいかどうかだけを確認するよう言われ通報をあきらめた。</p> <p>③就労定着支援の利用の際、前年に就労をしているので自己負担が発生するが、それを免除する代わりに他の仕事に従事させられているという相談があったことから市運営指導課へ通報したが、ただちに虐待や不適切な対応との言及はなく、そのため、本人が事業所との関係悪化のみを不安視し、結果的に通報を取り下げるがあった。</p> <p>また、養護者虐待については区で「養護者ではない」と判断され、養護者虐待の対応がしてもらえない傾向がまだ残っている。</p>	<p>虐待の疑いについての連絡を受けた際は、通報者に「通報か相談か」を判断をさせるのではなく、「原則通報」として受理し、市運営指導課が事実確認を行うよう、対応を統一する必要がある。</p> <p>養護者に関する国の定義が曖昧ではあるが、市として「養護者虐待の判断・認定に至らない場合であっても、相談支援事業所等との連携を継続し、いざという時には介入すること」を市として整理し、全区で統一対応されるようにしていくべきである。</p>	<p>虐待の疑いに関する連絡内容については、通報の取扱や事実確認、虐待判断や対応のあり方について、担当者によって見解や受理対応に差異が生じないように、市が考え方を整理して明確に示し、研修で周知徹底するなど全体で統一することが必要と考える。</p>	住吉区
10	虐待防止の対応や意識啓発について	<p>各虐待通報において、本人に関わる事業所が通報した場合、その後の対応等の状況がわからず、次の支援をどのように進めればよいか判断ができないことがある。</p> <p>また虐待防止への意識が低い事業所もあることから、事業所の意識啓発が必要。</p>	<p>虐待通報後、他の事業所の支援上の配慮等に関わる場合は、必要に応じて関係者に基幹センターを通じてでも対応状況等を部分的にでも報告する等配慮してはどうか。</p> <p>また、事業所の虐待防止の意識啓発につながるよう、市のホームページ等で通報後の対応事例集等を作成して公表、配布し、研修等にも活用してはどうか。</p>	<p>虐待後の対応状況は当然むやみに漏らすべきではないが、虐待後の本人支援に関わる情報については、関係事業所と最低限共有すべきであり、また虐待防止の啓発については、市全域で取り組んでいく必要があるため、市で検討が必要と考える。</p>	住吉区

《重度障がい者への支援》

No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
11	重度知的障がい者の地域での自立生活について	<p>重度の知的障がいのある方の高齢化と、親のさらなる高齢化（障がい者のいる家庭の8050課題）も相まって、親子での在宅生活が難しくなっている。</p> <p>施設入所を希望するも待機者が多すぎて入所できず、グループホームはまだまだ箇所数や支援力が追いつかず、ヘルパーを利用した生活も人材不足により現状の生活が行き詰っていたり、近い将来に不安を抱える方たちが多い。（ニュース等でも多くとりあげられている。）</p>	<p>親だけで抱え込まざるを得ない状態になっている障がい者の生活において、親の高齢化や緊急時も想定し、親が元気なうちから、重度の障がいがあっても地域で自立した生活できるグループホームの支援体制整備や、重度訪問介護ヘルパーを利用した一人暮らしも可能となるよう支援人材の確保など、早急に対策を打つ必要がある。</p>	<p>知的障がい者の地域移行が進まない状況であり、地域においても重度の知的障がいがある方の親の高齢化で親子での生活が行き詰っている状況である。</p> <p>権利条約でも脱施設と勧告を受けているなか、地域移行や高齢親子の生活の行き詰まりを解消するためにも、グループホームでの重度の知的障がい者受け入れのための支援体制整備や、重度訪問介護を使った一人暮らしにも対応していけるヘルパー、支援人材の確保を市として早急に対策を講じていく必要があると考える。</p>	都島区
12	グループホームでの重度障がい者の受け入れ基盤、支援の質の向上	<p>グループホームの数は増加しているが、行動障がい等、支援が多く必要な障がい者の受け入れについては進んでおらず、入居者に対して食事提供だけのグループホームなど、支援が多く必要な障がい者を受け入れることを想定していない営利グループホームが多数みられる。</p> <p>また何の問題意識もなくグループホーム内にカメラを設置する事業所や、土日は帰宅や外出を強要されるホームなど、支援の質の低下も進んでいる。</p>	<p>グループホームのあり方について整理していくため、国では今年度、ガイドラインが作成される予定であるが、その動向を見ながら市としても独自のガイドラインを作成し、グループホームとして当然行うべき支援や、してはならないことを示すなど、グループホームのあり方を明確にして、啓発・研修を強化し、支援が多く必要な障がい者を受け入れられるグループホームを育成し、もっと増やしてもらいたい。</p>	<p>（株）恵のグループホーム問題を機に、こうした問題のあるグループホームや、支援の質の低いホームが今後増えないよう、また支援が多く必要な障がい者を受け入れられる力のあるホームを増やしていけるよう、市としても市内のホームの実態を把握してガイドラインを作成し、グループホームのあるべき姿を示しながら事業所の育成、啓発を進めてもらいたい。</p> <p>また国に対してもガイドラインの作成に留まることなく、指定基準で規制するよう働きかけてもらいたい。</p>	住吉区

令和6年度 市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

【その他の課題】

類型	No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
相談支援体制	13	指定相談支援事業所の不足	区内において、指定特定相談支援事業所が6カ所しかなく、増えていない状況。	これまでも居宅介護支援事業所など他分野を含めて事業所開設を依頼してきているが、増加していない。 引き続き周知を行っていくとともに、開設に興味を示せばフォローするようにする必要がある。	市全体では指定特定相談支援事業所が増加しているが、当区においてはここ数年増えていない。 少ない区において事業所が増える取り組みが必要。	此花区
	14	相談支援基盤の拡充について	障がい福祉サービス利用決定者数に見合う相談支援基盤（事業所数及び相談員数）が確保できておらず、選定できないケースが生じている。	相談支援専門員の増加および新規事業所開設の増加につながる補助金の整備等、早急な対策が必要である。	例年、計画相談支援支給決定者数（利用率）は児者ともに各区平均50%程度で推移しており、大阪市全体として供給不足な状況であり、市域全体の基盤整備が必要と考える。	東成区
	15	計画相談・児童計画相談の強化について	計画相談支援事業者が増えないこともあり、受給者証所持者に対する受給率はこの間、区で50%前後で推移しています。 児童計画相談にいたっては25%前後とさらに低い状況が続いており、その要望にこたえきれていない	計画相談、中でも児童計画相談支援事業者の増加促進と支援システムづくり また、障がい福祉サービス事業者との連携強化の促進を図るネットワーク施策の充実等後方支援をはかる	児童計画相談の位置づけの再確認 市としての研修、交流会の開催による意識向上 区役所（福祉・保健）、事業者の日常的な課題に対する連携	城東区
情報提供	16	障がい者の求人での「不採用」後の対応について	ハローワーク等における障がい者雇用枠による求人で、障がいのある方ご自身が、主に日中系サービスの支援スタッフとして求人応募をし「不採用」となった際、支援スタッフになるにはまずは利用者から始めることを提案される。 また、就労継続支援A型事業の利用を応募し「不採用」となった際、定員が充足しているため、待機者として併設の就労移行・B型を利用する、といった事例が散見される。 公正採用の視点からも「不採用」の判断はあってしかるべきと考えるが、不採用後の対応について本来の障がい者雇用・障がい福祉サービスの利用目的を外れ、ご本人の適切な就業環境・福祉サービス利用とならず、事業所の利益誘導のための手段となっている恐れがある。	ハローワークと市が連携して注意喚起するなど対策が必要である。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
	17	高齢者の就労継続支援B型利用に関する事業者の実態把握について	高齢者（65歳～）の就労継続支援B型の利用について、介護保険サービスとの狭間にある層で利用ニーズは理解出来るが、利用当初から在宅サービス利用といったケースも見られる現状にある。	事業者の実態把握が必要である。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区

類型	No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
情報提供	18	置き去り防止を支援する安全装置の設置について	生活介護事業所の多くが送迎を実施、利用者が降車後に職員が車内確認を行っているが、人為的ミスなどにより置き去りの事故の発生が予測される。	障がい児通所支援事業等においては送迎車両に安全装置の設置が義務付けられているが、生活介護においても安全装置の設置に伴う経費を補助する必要があると考える。	障がい児通所支援事業等で送迎車両に安全装置の設置が義務付けられたことを踏まえ、生活介護においても事故防止対策を考える必要があると考える。	淀川区
	19	金銭管理サポートについて	8050ケース等何らかの理由で介護者が不在となり、第3者による金銭管理の支援が必要となった場合、あんしんサポートや成年後見等につながるまで相当の時間を要する事態が生じている。 そのため、権利擁護支援が開始されるまでの間、地域支援者がやむえなく金銭管理を担う事例がある。	緊急性の高い事案はあんしんサポート緊急枠等を導入して、早期に支援を開始できる仕組みを検討する必要がある。	当該事案は、特定の区だけでなく、障がい分野だけでの問題ではなく、高齢者支援の現場でも同様の事案が報告されることもあり、また今後の触法ケースの地域移行でも急ぐ場合があるため、市として対応できる仕組みを検討する必要がある。	住吉区
社会資源	20	福祉サービス事業者の人材不足について	全国的に、福祉業界に係わらず、人材不足は深刻で大きな問題です。港区においても、慢性的にヘルパーが不足しており、現在稼働するヘルパーの年齢も若年層は少なく、中高年のヘルパーを中心に、介護サービス、自立支援サービスの提供に当たっています。このままでは、数年後には、サービス利用の需要が、供給を上回ることが予想されます。そうなると、必要な介護や支援を受けることができない人が出てしまい、個々の生活にも大きな支障をきたすことが予測されます。 移動支援事業については、港区自立支援協議会ヘルパー事業所連絡会にて、すでに「人材不足により需要が供給を上回り、利用回数を制限してもらっている」との意見もある。	ヘルパー資格取得、ヘルパー募集のための事業所の補助等、障がいのある方を支える人材の確保を検討してください。 また、移動支援事業についても、有資格者を増加させ有用な制度となるよう検討してください。	国や大阪府とも協議し、人材確保・有資格者の増加につながる対策を検討してください。	港区
地域生活支援拠点等	21	8050問題等での緊急ケースへの対応について	区内では緊急対応が可能な短期入所事業所がなく、また、遠方に対応できる場所があっても事業所までの送迎手段がないなど、ショートステイの受け皿がないといえる状況にあり、実情としては相談支援機関等日中の福祉サービス事業所において時間外に対応している。	グループホームにショートステイ事業を担っていただくよう働きかけるほか、障がい者がグループホームにおけるショートステイに慣れるため、日常的に、区内の事業所に協力を依頼したり障がい者に利用を促すことが必要である。	緊急時の対応が可能なショートステイが不足している状況に対処するため、大阪市として事業所への協力依頼及び事業所を増やす施策を検討する必要があると考えるため。	生野区
差別・合理的配慮	22	鉄道機関等でのバリアフリートイレの利用及びサポート	鉄道機関（大阪メトロ等）のバリアフリートイレの一部が、男女どちらかのトイレ内にしか設置されていないことがあり、異性の場合に利用がしづらい。 また介助者がいない場合で緊急的な利用の場合、駅員にトイレのそばで見守りをしてもらうことができないので利用できない。	バリアフリートイレは男女トイレ内ではなく外側に設置していくことや、男女どちらかのトイレ内にしかなく、緊急的な利用の場合、駅員等で見守りができるよう配慮を検討してもらえないか。	まちづくりの課題となることから、市全体の課題となることから、市全体で検討が必要と考える。	住吉区

類型	No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
事業者 指定・指導	23	グループホームにおける人権侵がい事例への対応について	グループホームにおいて、個人の部屋への監視カメラの設置、鍵の施錠といった人権侵がいや男性のグループホームに女性障がい者を入居させる等の不適切な支援に至る事例が見受けられる。	入居者の人権擁護の観点から適切にサービスが提供できるよう方策が必要である。 （例：事業者の質の向上を図るための勉強会・研修の強化や事業者に対する助言の強化、規制するための法整備等）	グループホーム設置促進経緯等を踏まえ、グループホームにおける支援の質の向上及び意識の啓発に向けて、大阪市として取り組む必要があると考えるため。	生野区
	24	令和6年度報酬改定	令和6年度の報酬改定において厚労省のホームページにQ&A等の資料がアップされたのが3月29日だった。各種届出の期日まで2週間しかなく、改定内容の確認、必要書類の作成など事務的な負担が大きく業務に支障が生じた。	次回の報酬改定時にも同様の混乱が生じないよう各種届出の期日などについて見直しが必要である（例：届出期日を5月に見直しするなど）。	指定権者である大阪市は事業所の負担を軽減できるよう検討する必要があると考える。	淀川区
障がい児支援	25	障がい児の通学支援について	障がい児の通学について、親が送迎している場合、親が病気などになると学校を休ませるといった実態がある。 大阪市内で障がい児の移動支援を通学支援に利用できる条件は厳しく、利用できたとしても移動支援の上限が小学1～4年生は12h/月、小学5年生～18歳未満は24h/月となっているため、本来の余暇活動に充てる余裕はない。 他市では「障がい児通学支援事業」として「小・中・高・支援学校に在籍し、保護者等の就労や病気療養などの理由で通学困難な状況が継続する障がい児」を対象に、通学ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒の通学のために必要な支援を行っている自治体もある。	福祉あるいは教育行政、いずれの施策でも構わないので、大阪市として障がい児の通学支援事業を実施すべきである。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
	26	学校と地域との連携について	発達障がいの子どもの理解・対応や、ご病気をかかえる保護者への対応、家庭に困難を抱える子どもへの支援について専門性が多く、教員がどう対応したらいいかわからないことが多々ある。子どもの家庭背景等の理解が乏しく、子どもへの視座がないと誤った対応に陥ってしまい、困難な対応から腫れものにさわる扱いをしてしまう。校長先生も人によっては勉強不足なこともある。 複合的な課題のあるケースに対して学校や地域の機関が繋がっていないことがある。	個人情報の壁が年々高くなり、学校の状況が地域に見えにくくなっている。 保護者・地域と学校との必要な情報の垣根を取り払い、守秘義務や専門知識を持たれる方との情報共有を進めるなど、学校支援のために情報の正しい使い方を学ぶ必要がある。 行政が情報発信の中心となり、子どもや家庭への共通した視座をもった地域の専門スタッフ・支援機関と学校・地域とのコミュニティづくりを進める必要がある。	①学校への支援チームや協働性をつくりだすために、行政が中心となり、縦割りを超えた支援機関への情報提供や、個人情報の適切な扱い方についてのレクチャーができる状態にできないのか。 ②学校のサポートスタッフに、地域で専門性を持つ相談支援専門員等の専門スタッフが兼務できるよう、会計年度職員等の雇用体制や待遇、予算や給与面を見直せないのか。 ③学校の働き方改革や業務改善をねらった「チーム学校」を進めるために、現在の市の施策と地域専門スタッフ等の活用をうまくマネジメントできる行政等の機関を明確にできないのか。	住之江区
支給決定	27	区分更新時の障がい支援区分確定までに時間がかかる点について	区分が確定するまで時間がかかることで有効期限が切れても区分が確定していないケースが生じる。そのため区分が下がることも想定した上で、生活介護などの利用調整、ホームヘルプサービスの時間調整などを行わなければならない場合がある。	審査会の開催頻度を増やすことで区分が確定するまでの期間を短縮させるなど、利用者がサービスを利用するにあたって不利益を被らないような仕組みが必要である。	審査会の開催頻度、区分の確定や支給決定の遅れに伴う利用者への不利益などについて改善を図る必要があると考える。	淀川区

類型	No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
制度内容	28	子どもを対象とした相談支援体制について	現状の障がい児相談支援において、親との相談対応に占める割合が大きく、障がい児への支援だけでなくその親への支援をとともに考える必要がある。 令和6年度の報酬改定では計画相談支援及び障がい児相談支援の機能強化型への見直しが行われたが、基本相談支援など相談支援の核となる支援にあたっては、未だ報酬算定されていない。	障がい児相談支援の事業者や相談支援専門員へのアンケート等での障がい児相談支援における家族（特に親）との基本相談支援に該当する支援量（時間や内容）等を把握し、障がい児及びその家族の置かれている状況を鑑みる必要がある。	計画相談支援事業所に対する報酬体系の見直しについて、国に働きかける必要があると考えるため。	生野区
	29	障がい児相談支援の相談支援専門員の対応時間について	障がい児相談支援ではご本人のみならず、保護者様との面談を通して計画作成やモニタリングをしているが、保護者様が就労されていることも多々あり、ご本人や保護者様が在宅の時間に面談となると18時以降や土日祝になることが多々ある。 一人事業所も多い中で相談員の超過勤務や休日出勤とならざるを得ない状況である。	対応時間などが左記のようなやむをえない場合はメールやラインなどお互いの意向などの同意があることを明確にして、対面でなくても対応を可能とする必要がある。 また時間外や休日に対応した場合は加算を付けるなど大阪市から国に要望が必要である。	障がい児相談支援のセルフ率がまだまだ高い中保護者様、相談支援事業所共に、過度の負担なく支援がスムーズに進むようにする必要があると考える。	都島区
	30	相談支援にかかる保育園・学校等の訪問による生活状況把握について	障がい児の相談支援を行うにあたり、状況把握のため相談支援専門員が主たる日中活動の場である保育園や学校等へ定期的に訪問をしている。 令和6年度報酬改定において、継続利用援助（モニタリング）時においても医療・保育・教育機関等連携加算が適用されるよう見直しされたが、あくまで職員等と面談を行い情報提供を受けた場合の加算となっており、障がい児の日中活動の場である学校や保育園等での様子や友人関係など（置かれている環境）の把握のための訪問についてはなにも加算等がない状況である。	職員等との情報交換のみならず、学校等を訪問し、障がい児の状況を直接把握する場合も障がい福祉サービス提供事業所等を訪問し状況把握を行った際に算定できるサービス提供時モニタリング加算の拡充や新たな加算の創設など。	令和6年度報酬改定の論点でもあるこどもの最善の利益保障、インクルージョンの推進の観点にたった相談支援、また、こども家庭庁等から「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」（通知）が出ていることや大阪市においては令和8年度までに全学校での通級による指導の開始など地域の小中学校における支援教育が多様化するなど、福祉との一層の連携の強化が必要とされる場所である。 このような状況において、連携の中核をなす相談支援が学校等を訪問し授業の見学等をおこない、障がい児の状況把握を行うことは必須と考えるため。	旭区
	31	相談支援基盤の拡充について	利用者からは計画相談を利用したいというニーズがあり、支援者も専門員になりたいニーズがある一方、府で開催される相談支援専門員初任者研修の開催回数は少なく申込者数が定員を大きく超えており相談支援専門員数が増えていかない。 さらに、大阪府の研修で学んだ内容や書類等が大阪市の相談支援事業所において通用しない場合がある。 また、モニタリングが3か月に1回等と報酬算定にバラつきがあることも相談支援事業運営の難しさの要因となっている。	相談支援専門員の確保に向けて、相談支援専門員になるための条件とされている実務経験歴を要することが相談支援専門員数が増えない原因になっていると思われることから、条件の見直しに向けて国への働きかけ及び大阪市内の事業所において円滑に働けるよう実務研修を実施する。	相談支援専門員の資格を得るための条件設定など、相談支援専門員の数を増やすための制度、運用の見直しに対する国、府への働きかけ及び新たな研修といった市域全体での新たな取り組みが必要であると考えられるため。	生野区

類型	No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
制度内容	32	障がい児支援施設からの地域移行について	障がい児施設からの地域移行で、昨年度も今年度も「措置停止ができない」と言われて、地域移行支援やグループホームの体験宿泊等が使えず、事業所が無償で対応せざるを得ないケースがあった。	地域移行支援を実施できる体制を確保するため、障がい児施設からの地域移行で、地域移行支援や体験宿泊、外出支援など必要なサービスが必ず使えるように、体験時には必ず措置停止することや、または措置期間中でもサービスが柔軟に使えるように市で明確なルールを設けて調整してもらいたい。	障がい児施設やこども相談センターとも調整しなければならない課題であることから、市として国との調整も含めて検討いただきたい。	住吉区
	33	サービス利用者の負担上限月額の段階的設定について	グループホーム入居者が就労し、市民税課税世帯となる収入を得ると、自己負担上限月額が「0円→37,200円」に上がる可能性があり、特定障がい者特別給付費10,000円もなくなってしまうのが現行制度である。	働くと損をする（可能性がある）逆転現象について、負担額をもう少し段階的に設定するといった改善が必要である。	区単位で解決できない課題であるため。（市・国課題）	東住吉区
	34	地域移行支援におけるピアサポーター活用と報酬制度の矛盾について	地域移行支援において入院中の対象者に対し、限られた面会機会での退院に向けた意欲喚起をするためピアサポーターが同行しても、ピアサポーター分の交通費が報酬上、支給されず、「ピアサポーターを活用する」という点と制度の矛盾が生じている。	ピアサポーターの活用をすすめていくため、報酬制度の矛盾の解消が必要である。	区単位で解決できない課題であるため。（市・国課題）	東住吉区
	35	地域移行支援における報酬単価の仕組みについて	地域移行支援において、事業所として年度内に実績を1件以上あげないと報酬単価が下がる仕組みとなっている。 入院・入所施設等従事者との連携の難しさもあり、高度な技術を必要とし、3年ほどの時間をかけてようやく移行できるケースも多く、事業者が地域移行支援に取り組む足枷になっている。	地域移行支援における報酬単価の仕組みの改善が必要である。	区単位で解決できない課題であるため。（市・国課題）	東住吉区
	36	移動支援の単価改善について	他の介護報酬に比べて移動支援の単価（1900円）が低いため、事業所運営が成り立たず、派遣調整が困難が状況が続き、障がい者児の余暇活動の機会が制限されている。 昨今の物価高と他業種での賃金改善が相次ぐ中、介助者を確保できない事業所や、移動支援を廃止する事業所も増えている。	国に対して引き続き移動支援の自立支援給付化を求めていく一方で、大阪市として単価の改善を検討してもらいたい。 例えば移動支援の枠組みにある大学修学支援の単価（2270円）と同一単価にできないか検討願いたい。	全区で同様に移動支援を確保できない状況となっており、また今後、触法ケースや施設・病院からの地域移行、通学支援の実施などでも切実なニーズが予想されることから、移動支援は市町村事業でもあるため財政上の困難も予想されるが、市としてぜひ検討いただきたい。	住吉区
	37	日常生活用具・移乗用リフトの給付費について	身体障がい者の中で、病気やケガをきっかけに急に重度化し、緊急的に移乗用リフトの導入が必要となる場合がある。 現在、移乗用リフトは本体と吊り具合合わせて約60万円程掛かるが、給付費は約16万円のみであることから、本人自己負担が約40数万円掛かることとなり、生活保護受給の場合とくに移乗用リフトの導入が困難となり、地域での生活に支障をきたしている。	様々に社会の物価が高騰しているなか、障がい者による日常生活用具（移乗用リフト）の購入が難しくなっているため、物価に合わせた日常生活用具給付費の見直しが必要である。	現在様々な物価が高騰しており、日常生活用具に關しても特に移乗用リフトの価格と給付費の差額が乖離してきているため、介助者不足が社会問題となっているなか、重度障がい者の地域での生活を実現するためにも移乗用リフトの給付費の見直しが必要であると考えます。	都島区

類型	No.	件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区名
成年後見	38	円滑な成年後見利用について	成年後見制度申請時、心身疾患などのない知的障がいの方など、かかりつけ医がいない場合、診断書作成の依頼先を探すことに苦慮する事案があるため、対応可能な医療機関を支援者が探さなければならず、結果的に成年後見の利用手続きが進まず困るケースがある。	知的障がいの方の障がい区分認定調査時に、療育の判定にかかる面談情報をもとに診断書作成をしてくれる医療機関連携はあるが（2024年7月現在で住吉区においては1医療機関のみ）、成年後見の診断書の記載までの依頼ができない。 特にかかりつけ医のいない知的障がい者等で診断書や意見書を作成できる医療機関のリストを市や各区で作成するよう、市から区にも呼びかけて全区で対応可能な仕組みを作ってもらいたい。	他区でも同様の課題を抱えており、他区でも同様の課題は生じているため、大阪市から区医師会など職能団体に、区と連携して協力依頼をしていくことが重要と考える。	住吉区
ひきこもり支援	39	ひきこもり等支援	支援者につながるまで一定の期間を要する。とりわけ医療による見立てが必要な場合が少なくないが、往診できる医療機関を見つけることが困難である。 そのため支援の方向性について検討できないケースがある。	医療機関につながる仕組み、往診診療体制を整備する必要がある。 また、早期に関係機関につながるよう支援者に対する研修や普及啓発が必要である。	医療的な支援が必要なケースの実態を把握し、必要な支援機関につながる体制を整える必要があると考える。	淀川区
その他	40	慢性的な繁忙状況緩和に向けた取り組みについて	障がい福祉サービスの申請者数、受給者数が大きく増加しているが、それに伴い申請書類の不備や手続きに関する認識の不足も見受けられ、この結果、慢性的な繁忙状態はもちろん、事務の停滞や遅延につながるケースも出てきている。	事務処理の効率化、窓口での時間縮減などが喫緊の課題であるため、当該事務における各事業所向けの効率的な事務手順の周知や手続きに関する研修実施が必要である。	全市的な課題として事業所および区役所ともに負担軽減につながる取組（職員研修や必要項目記入例のHPへの掲載など）の検討をお願いしたい。	平野区
	41	自立支援協議会の運営強化	現状、自由に使える予算はなく、情報発信をしていくのも基幹センターありきになっている。 協議会の運営を強化していく方針があるのなら、予算措置等、なにかしらの対策が絶対的に必要である。	協議会独自のHPが作成できれば情報発信の場もでき、部会のない事業所ともネットワークの構築が完成することで、地域相談も可能となる体制を作る。	最低でも、年間で自由に使える予算を拡充し、協議会として地域の情報をしっかりと発信できるようにしていくことが必要である。	阿倍野区
	42	区役所の人事異動について	区役所の人事異動は頻繁に行われ、福祉と関係の薄い部署からの移動もあるため行政職員と事業所との関係性がつくりにくい。	異動する間隔を長くする。最低でも5年はいってほしい。生活支援課から保健福祉課など関連のある部署での異動は経験が生きる。 年度当初は新しい制度がスタートするなど、事業所も戸惑うことが多いので、異動がある場合は引き継ぎ期間を十分確保してほしい。	地域の相談支援専門員からだけでなく、地域住民からも指摘をしばしば受ける。 人事異動のメリット・デメリットを踏まえて、市全体として改善が必要だと考える。	住之江区

令和 6 年 4 月 24 日

指定特定相談支援事業所  
指定障がい児相談支援事業所  
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長

令和 6 年度報酬改定に係る計画相談支援・障がい児相談支援の  
取扱い及び相談支援体制の充実に向けた取組について

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題につきまして、厚生労働省・こども家庭庁から発出された通知等を踏まえ、計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費に関する報酬改定内容及び取扱いを別紙 1 のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、同内容は報酬改定の概要をお知らせするものであり、サービス提供や給付費請求にあたっては、法令等を十分確認のうえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

また、本市における相談支援体制の一層の充実に向けて、別紙 2 に記載の取組を実施していく予定としておりますので、内容をご了知のうえ、引き続き、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

【お問合せ先】

- ・ 計画相談支援に関すること：  
障がい福祉課（担当：綾塚・柳澤・丸山）  
電話 6208-7939 FAX 6202-6962
- ・ 障がい児相談支援に関すること：  
障がい支援課（担当：浦・原田）  
電話 6208-8015 FAX 6202-6962

令和 6 年度報酬改定に係る変更内容及び取扱いの概要  
(計画相談支援・障がい児相談支援関係)

※文中の「指定特定相談支援事業所」「サービス等利用計画」について、適宜、「指定障がい児相談支援事業所」「障がい児支援利用計画」と読み替えること。

## 1 基本報酬の見直し

### (1) 基本報酬単価の引き上げ

#### ○計画相談支援

	現行	見直し後
・サービス利用支援費		
機能強化型 (I)	1,864	2,014
機能強化型 (II)	1,764	1,914
機能強化型 (III)	1,672	1,822
機能強化型 (IV)	1,622	1,672
(I)	1,522	1,572
(II)	732	732
・継続サービス利用支援費		
機能強化型 (I)	1,613	1,761
機能強化型 (II)	1,513	1,661
機能強化型 (III)	1,410	1,558
機能強化型 (IV)	1,360	1,408
(I)	1,260	1,308
(II)	606	606

#### ○障がい児相談支援

	現行	見直し後
・障がい児支援利用援助費		
機能強化型 (I)	2,027	2,201
機能強化型 (II)	1,927	2,101
機能強化型 (III)	1,842	2,016
機能強化型 (IV)	1,792	1,866
(I)	1,692	1,766
(II)	815	815
・継続障がい児支援利用援助費		
機能強化型 (I)	1,724	1,896
機能強化型 (II)	1,624	1,796
機能強化型 (III)	1,527	1,699
機能強化型 (IV)	1,476	1,548
(I)	1,376	1,448
(II)	662	662

### (2) 機能強化型基本報酬算定の要件の追加

機能強化型基本報酬(I)～(III)について、次の要件を追加する。

- ・協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ・基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

### (3) 一体的管理運営による場合の要件の見直し

他の指定特定相談支援事業所との一体的管理運営によって、機能強化型基本報酬(I)～

(Ⅲ)を算定する場合の要件を見直す。

【改定前】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

【改定後】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※地域生活支援拠点等と位置付けられていなくても、所定の要件を満たし、事業所間で協定を結んで一体的に管理運営を行うことで、機能強化型基本報酬(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定が可能。

(例)各指定特定事業所に次の相談支援専門員が**常勤専従で配置**されている場合

A 事業所:現任 1 名 B 事業所:初任者 1 名 C 事業所:初任者 2 名

これら 3 事業所が一体的管理運営を行い、協力して 24 時間連絡体制を確保

⇒ 機能強化型基本報酬(Ⅰ)を算定できる。

※機能強化型基本報酬を算定する事業所は、地域生活支援拠点等の機能を担うことが期待される。

## 2 各種加算の見直し

### (1) 主任相談支援専門員配置加算

従来の要件による区分に加え、新たな要件による区分を創設する。

【改定前】

主任相談支援専門員配置加算 100 単位/月

主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に研修を行った場合に加算。

【改定後】

・ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300 単位/月

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該事業所及びその他の事業所の従業者に指導・助言を行った場合に加算。

・ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100 単位/月

主任相談支援専門員を常勤専従で配置し、当該事業所の従業者に研修を行った場合に加算。

(2) 地域体制強化共同支援加算

算定できる事業所の要件を見直し。

【改定前】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

【改定後】

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※具体的な運用方法については、別途、通知する。

(3) 医療・保育・教育機関等連携加算

サービス利用支援・障がい児支援利用援助実施時に加え、継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助実施時にも算定可能とし、報酬単価を引き上げ。

通院に同行し利用者の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて利用者の状況を情報提供する場合も加算の対象とする。

【改定前】

福祉サービス等提供機関（障がい福祉サービス等を除く。この加算について同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス利用支援・障がい児支援利用援助を行った場合に加算。（100 単位／月）

【改定後】

サービス利用支援、障がい児支援利用援助、継続サービス利用支援又は継続障がい児支援利用援助を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援・障がい児支援利用援助を行った場合（200 単位／月）、又は指定継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助を行った場合（300 単位／月）

②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（300 単位／月 3 回まで。同一の病院等は月 1 回。）

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院等、それ以外の区分ごとに 150 単位／月）

※②については、病院等への行き帰りの介助を目的とするものではないことに留意。

#### (4) 集中支援加算

従来の要件に加えて、通院に同行し利用者の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて利用者の状況を情報提供する場合も加算の対象とする。

##### 【改定前】

居宅訪問、会議開催、会議出席（いずれも 300 単位／月）

##### 【改定後】

- ・居宅訪問、会議開催、会議出席（いずれも 300 単位／月）
- ・利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（300 単位／月 3 回まで。同一の病院等は月 1 回。）
- ・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院等、それ以外の区分ごとに 150 単位／月）

※病院同行については、病院等への行き帰りの介助を目的とするものではないことに留意。

#### (5) 各種体制加算

- ・従来の要件による区分に加えて、該当する利用者を現に支援していることを評価する区分を新設。
- ・高次脳機能障がい支援体制加算を新設。

##### 【改定前】

指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で 1 名以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算。（35 単位／月）

##### 【改定後】

- ・支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月
  - ・指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で 1 名以上配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、対象となる利用者に対して前 6 月に指定計画相談支援・指定障がい児相談支援を行っている場合に加算。
  - ・精神障がい支援体制加算については、上記に加え、対象障がい者が前 1 年以内に通院・利用した病院等・訪問看護事業所であって、療養生活継続支援加算を算定している病院等、精神科重症患者支援管理連携加算を算定している訪問看護事業所の看護師、保健師、精神保健福祉士と年 1 回以上面談し、精神障がい者の支援に関して検討を行っていることが必要。
- ・支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月
  - 指定された研修を修了した相談支援専門員を常勤で配置した上で、その旨を公表している場合に加算。

※対象となる利用者

- ・要医療児者支援体制加算  
医療的ケア児者 →受給者証の決定内容等で確認
- ・行動障がい支援体制加算  
区分3以上、かつ、行動関連項目10点以上（児童の場合は児基準20点以上）  
→受給者証の決定内容、概況調査票などで確認
- ・精神障がい者支援体制加算  
精神障がいのある人
- ・高次脳機能障がい支援体制加算  
高次脳機能障がいのある人  
→診断書の記載で確認（対象となる研修については、大阪府において実施が決まれば周知予定。）

【参考】

加算を算定している病院等、訪問看護事業所については、次の近畿厚生局ホームページに掲載の資料を参考とされたい。

- ・療養生活継続支援加算を算定する病院等

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/shitei\\_jokyo\\_00004.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00004.html)

※各府県別の「医科」のファイルを参照

- ・精神科重症患者支援管理連携加算を算定する訪問看護事業所

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/shitei\\_jokyo\\_00005.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo_00005.html)

※各府県別の「訪問看護ステーションに係る施設基準の届出受理状況」ファイルを参照

(6) 遠隔地訪問加算

遠隔地にある居宅等や関係機関を訪問する負担を評価する加算を**新設**する。

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある（概ね片道1時間以上を要する）利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。（300単位/回）

- ・初回加算（重ねて算定する場合）
- ・入院時情報連携加算（病院訪問）
- ・退院・退所加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算（居宅訪問）
- ・保育・教育等移行支援加算（居宅訪問）
- ・医療・保育・教育機関等連携加算（訪問、通院同行）

- ・集中支援加算（居宅訪問、通院同行）

#### （7）地域生活支援拠点等機能強化加算

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を**新設**する。

- ・地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位／月

次のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障がい児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業所等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1名以上配置している場合
- ・計画相談支援及び障がい児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業所が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業所又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1名以上配置している場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、算定数の上限を1月当たり合計100回までとし、当該加算はコーディネーターの人件費等に充当されるものとする。

※コーディネーターは、原則として、専ら当該業務に従事する者とする。

※コーディネーターの配置については、事前に本市との協議を要する。

#### （8）その他、報酬単価の引き上げ

次の加算について、業務の負担を考慮して単価を引き上げる。

- ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位 → 300 単位
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位 → 150 単位
- ・退院・退所加算 200 単位 → 300 単位
- ・居宅介護事業所等連携加算（情報提供） 100 単位 → 150 単位
- ・保育・教育等移行支援加算（情報提供） 100 単位 → 150 単位

※入院時情報連携加算について、利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該指定重度訪問介護事業所と必要な連携を図ること。

### 3 ICT の活用

次の加算の算定要件となっている「月2回以上の利用者の居宅への訪問」のうち、その一部についてテレビ電話装置等の利用による面談を認める。ただし、月1回は訪問を要する。

- ・初回加算（重ねて算定する場合）
- ・集中支援加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算
- ・保育・教育等移行支援加算

また、機能強化型基本報酬の算定要件である留意事項伝達会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

#### 4 人材の確保

機能強化型基本報酬を算定し、かつ、主任相談支援専門員を配置している指定特定相談支援事業所は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を、専従の相談支援員として配置することができる。

相談支援員は、利用者へのアセスメント等によるサービス等利用計画案の原案の作成、モニタリングの業務を行うことができる。

取扱件数の算出に際し、相談支援専門員の平均員数の算定において、相談支援員一人を相談支援専門員 0.5 人とみなす。

#### 5 兼務の範囲

指定基準において、相談支援専門員、相談支援員の兼務の範囲が見直されたことに伴い、専従を要する相談支援専門員、相談支援員について、指定特定相談支援事業、指定地域移行支援事業、指定地域定着支援事業、指定障がい児相談支援事業、指定自立生活援助事業、基幹相談支援センター、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する障がい者相談支援事業の業務に従事することができるものとする。

また、常勤専従を求められている相談支援専門員について、当該指定特定（障がい児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所の管理者を兼務することができる。主任相談支援専門員配置加算を算定する場合には、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導の実施に支障のない場合に限る。

#### 6 障がい者の意思決定支援の推進

障がい者の意思決定支援を推進するため、原則として、利用者本人がサービス担当者会議に出席することを指定基準において規定。

計画相談支援の提供において、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」の内容を踏まえ、利用者の意思決定の支援に配慮することを指定基準に規定。

また、サービス提供事業所は、個別の支援計画を作成した時は、指定特定・障がい児相談支援事業所にも交付するよう、指定基準において規定。

## 7 こどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

指定基準において、障がい児相談支援事業所に対し、障がい児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障がい児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めること、及び、インクルージョンの推進に努めることを求める。

## 8 障がい者虐待防止の推進

次の障がい者虐待防止措置を未実施の事業所に対して、基本報酬の1%を減算する。

### 【虐待防止措置未実施減算】

- ・虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 9 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定の徹底を求める観点から、次の基準に適合していない場合、基本報酬の1%を減算する。

### 【業務継続計画未策定減算】

- ・感染症、非常災害の両方の業務継続計画を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※計画相談支援、障がい児相談支援などについては、令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。

## 10 情報公表未報告の事業所への対応

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

### 【情報公表未報告減算】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

## 【参考】

計画相談支援、障がい児相談支援の実施にあたっては、別添の「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」及び「相談支援業務に関する手引き」(いずれも厚生労働省発行)の内容を参照されたい。

計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費 加算算定早見表

加算名称	サービス利用支援提供月※	継続サービス利用支援（モニタリング）実施月※	その他の月	備考
ピアサポート体制加算	○	○	×	事前届出が必要
行動障がい支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
要医療児者支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
精神障がい者支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
高次脳機能障がい支援体制加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	×	事前届出が必要
初回加算	○	×	×	・セルフプランから変更のケースも算定可 ・契約から計画交付まで3月以上要し所定の要件を満たせば重ねて算定可
退院・退所加算	○	×	×	初回加算算定の場合は不可
医療・保育・教育機関等連携加算	○	○	×	初回加算算定の場合は不可
サービス担当者会議実施加算	×	○	×	
集中支援加算	×	×	○	臨時的・不定期な業務を評価
入院時情報連携加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○	○	
居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談のみ）	△	△	○	・介護保険サービス利用開始時・就職時のみ ・訪問・会議参加は基本報酬算定時は算定不可
保育・教育等移行支援加算（障がい児相談支援のみ）	△	△	○	・進学・就職時のみ ・訪問・会議参加は基本報酬算定時は算定不可
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○	相談支援専門員一人につき39件／月まで
遠隔地訪問加算	○	○	○	所定の加算の算定に加えて算定
地域体制強化共同支援加算	○	○	○	地域生活支援拠点等である、又は拠点関係機関と連携し協議会に定期的に参画している事業所のみ算定可能
地域生活支援拠点等相談強化加算	○	○	○	※地域生活支援拠点等の機能を有すると認めた事業所のみ算定可
地域生活支援拠点等機能強化加算	○	○	×	※地域生活支援拠点等であって拠点コーディネーターを配置する事業所に加算

※障がい児相談支援においては、サービス利用支援提供月は「障がい児支援利用援助提供月」と、継続サービス利用支援（モニタリング）実施月は「継続障がい児支援利用援助（モニタリング）実施月」と読み替えます。

## 本市における相談支援体制の充実に向けた取組について

障がいのある人が、地域において安心して暮らし続けることができるためには、相談支援体制の充実が重要である。このため、地域における相談支援体制の一層の充実を図るため、次の取組を行う。

## 1 地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録推進

本市では、令和4年8月1日付けで「大阪市地域生活支援拠点等整備要綱」を制定のうえ、同年11月から拠点等の登録を開始した。令和6年4月1日より、法令等の改正への対応及びより多くの事業所に拠点等の機能を担っていただけることを目的として、整備要綱を一部改正する。

この改正により、国の報酬告示における「複数の相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合」の基準に合致するものとして届け出た複数事業所を、一括して拠点等として取り扱うことができるようになり、相談支援専門員が1人配置の事業所も登録ができるようになる。

※具体的な取扱いについては、別途、通知する。

## 【参考】

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、複数事業所が協働で体制を確保する場合に機能強化型サービス利用支援費を算定できる要件が追加された。

※ 別紙 1 1－(3) 参照

## 2 相談支援体制の強化につながる専門的研修の実施

本市では、相談支援事業所に向けた様々な研修を実施しているが、「障がい者相談支援研修センター」で実施している次の研修については、計画相談支援給付費における体制加算の対象となる研修である。

- ・自らの障がいや疾病の経験を活かしながら障がいのある人の支援を行うピアサポーター、及びピアサポーターの活用方法等を理解した事業所の管理者等を養成する「障がい者ピアサポート研修」
- ・精神障がいのある人の特性に応じた支援を提供できる従事者の養成に資する研修

※今年度以降も、同様の研修を実施する際には、より質の高い相談支援が実施されること

をめざして、相談支援事業所に周知予定。

### 3 相談支援専門員を増やすための取組

相談支援事業所に相談支援専門員が複数配置されることで、より質の高い相談支援を安定的に提供できることが期待できるため、令和5年度より、全ての相談支援事業所に対し、事前に本市から推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を行っている。

今後も、府の募集時期に合わせ、本市から相談支援事業所に対して推薦にかかる照会を行うこととし、相談支援専門員の増員等に向けた取組を行う。

### 4 指定特定相談支援事業所への主任相談支援専門員の配置

指定特定相談支援事業所に配置された主任相談支援専門員が、地域の相談支援体制において重要な役割を果たし、地域づくり、人材育成、困難ケースへの対応に尽力いただけるよう、大阪府の実施する「主任相談支援専門員養成研修」における推薦対象を、令和5年度から、指定特定相談支援事業所で従事する相談支援専門員に拡大している。

今後も、府の募集時期に合わせ、本市から推薦にかかる照会を行うこととし、地域における相談体制の充実に協力いただけるよう、周知する。なお、主任相談支援専門員を配置し、所定の要件を満たした場合には「主任相談支援専門員配置加算」を算定できる。

令和6年7月3日

各障がい福祉サービス事業所等 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長**大阪市障がい福祉サービス事業所等地域生活支援拠点等整備要綱の一部改正について**

平素は本市障がい者施策の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題につきまして、本市では、障がいのある人の地域生活を支援するため、「大阪市障がい福祉サービス事業所等地域生活支援拠点等整備要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、指定障がい福祉サービス等事業者の皆様のご協力をいただきながら、地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備に努めてきました。

この度、法令等の改正に伴い、要綱を一部改正することとし、併せて、指定障がい福祉サービス等事業者の皆様は拠点等の機能を担う事業所として登録していただきやすくなるよう、内容の見直しを行いました。

つきましては、次のとおり、要綱の改正内容をお知らせしますので、ご了知のうえ、積極的に拠点等として登録いただくなど、各地域における拠点等の充実に向け、一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

**1 趣旨**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い拠点等が同法に位置付けられたこと、国の令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、拠点等であることを要件とする加算の新設、並びに算定要件の見直しが行われたことから、これに対応するため、要綱の一部改正を行います。

さらに、事業所の登録が促進され、各地域における拠点等の充実が図られるよう、登録要件を一部見直します。

改正後の要綱は、別紙1をご参照ください。

## 2 改正内容

### (1) 条文の一部改正（第1条関係）

- ・拠点等が障害者総合支援法に規定されたものである旨を明記しました。

### (2) 登録対象事業所の拡大（別表関係）

- ・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）について、今回の報酬改定の内容を踏まえ、障がい者支援施設に設置されているもの以外の事業所も登録いただけるようにしました。

### (3) 登録要件の見直し（別表関係）

- ・共通要件に「関係機関との連携調整に従事する者を配置していること」を追加しました。
- ・自立生活援助事業所の要件のうち、「現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること」としていたものを、「自立生活援助のサービスを提供した者が直近3年以内に1名以上いること」に変更しました。
- ・計画相談支援（障がい児相談支援）事業所について、他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所として届け出る場合には、当該一体的に管理運営を行う事業所を一括して取り扱うこととし、その中に含まれる事業所については、常勤の相談支援専門員1名配置でも登録できることとしました。

## 3 登録の手続き

別紙2のとおり

## 4 障がい福祉サービス等給付費における加算

登録された事業者は、拠点等であることを要件とする加算を取得することが可能です。加算の概要については、別紙3を参照してください。

加算を取得しようとする事業所は、事前に、「地域生活支援拠点等登録通知書」の写しを添えて、福祉局運営指導課へ届け出る必要があります。

加算には、拠点等である旨及び担う機能を運営規程に明記することなど、それぞれ要件が定められていますので、法令等を十分に確認してください。

### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

（担当：綾塚、柳澤、丸山）

電話 06-6208-7939・7999

F A X 06-6202-6962

e-mail fa0025@city.osaka.lg.jp

制 定 令和4年8月1日  
最近改正 令和6年4月1日

## 大阪市障がい福祉サービス事業所等地域生活支援拠点等整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備において、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等事業者を地域生活支援拠点等の機能を担うものとして位置付けるために必要な登録方法等に関する事項を定めるものとする。

### (整備における基本的な考え方)

第2条 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を整備する「面的整備型」によることとする。整備に際しては、障がい者基幹相談支援センターや地域自立支援協議会等と、障がい福祉サービス等事業者の有機的な連携の下に行われることを旨とする。

### (整備主体)

第3条 地域生活支援拠点等の整備主体は、大阪市とする。

### (登録対象事業者)

第4条 第6条に定める登録を申請できる事業者は、障害者総合支援法第29条第2項に基づく指定障害福祉サービス事業者等、同法第51条の14第1項に基づく指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に基づく指定障害児相談支援事業者（以下「指定障がい福祉サービス等事業者」という。）のうち、本市の事業所（障がい者支援施設を含む。以下同じ。）指定を受けたものとする。

### (地域生活支援拠点等の機能)

第5条 第6条に定める登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、地域生活支援拠点等として、障がい者等の高齢化、重度化及び親亡き後を見据え、障がい者等の地域生活を支援するために、その有する体制等に応じて、次に掲げる機能の全部又は一部を担うものとする。

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート

や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(6) その他市長が必要と認める機能

- 2 登録事業者は、主として大阪市内に在住する障がい者、障がい児及びその家族、並びに大阪市内に在住の者であって本市が障害者総合支援法に基づく援護の実施者である者に対して、前項に定める機能を提供するものとする。

(登録手続等)

第6条 指定障がい福祉サービス等事業者が、前条第1項各号に掲げる機能を担うことを希望するときは、地域生活支援拠点等の機能を担おうとする事業所ごとに、事前に、市長に対して地域生活支援拠点等登録申請書(様式第1号又は様式第1号の2)により申請しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、区の地域自立支援協議会(原則として当該事業所が所在する区とする。)の同意を得なければならない。

- 3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての要件は、別表のとおりとする。

- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録し、地域生活支援拠点等登録通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。内容を審査した結果、登録しない場合は、その旨通知する。

- 5 市長は、前項の規定により登録した事業所を大阪市地域生活支援拠点等登録事業所一覧(様式第3号)に記載し、公表するものとする。

- 6 登録事業者は、当該事業所の運営規程に、当該事業所が地域生活支援拠点等である旨及び第5条第1項各号に掲げる機能のうち、当該事業所が担う機能を明記しなければならない。

- 7 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等登録内容変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- 8 登録事業者は、当該登録を廃止しようとするときは、速やかに地域生活支援拠点等登録廃止届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- 9 登録事業者は、実施した事業の内容について記録を作成し、事業を実施した日から5年間保存しなければならない。また、本市から求めがあった場合は、当該記録を本市に提出しなければならない。なお、記録の作成にあたっては、障がい福祉サービス等の提供において必要となる記録と一体的に作成しても差し支えない。
- 10 登録事業者は、本市の求めに応じ、事業の実施状況を本市に報告しなければならない。

（個人情報保護）

- 第7条 登録事業者は、利用者及び利用者家族の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 本事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由無く、本事業において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（登録の取消し等）

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者に係る第6条第4項に規定する登録を取り消すことができる。
- (1) 事業者が、不正の手段により第6条第4項の登録を受けたとき。
  - (2) 登録事業者が、別表に掲げる要件に該当しなくなったとき。
  - (3) 登録事業者が、第4条に定める本市の事業所指定を受けなくなったとき。
  - (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は前項の規定により登録の取消しを行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

（その他）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本事業を所管する課長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) 要件 (第6条第3項関係)

【共通要件】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該サービスを1年以上継続して実施していること</li> <li>・地域自立支援協議会に積極的に参加するなど、協議会との適切な連携が図られていること</li> <li>・障がい者基幹相談支援センターと連携を図っていること</li> <li>・拠点関係機関等との連携・調整に従事する者を配置していること(計画相談支援、障がい児相談支援を除く)</li> </ul>		
【サービス種別ごとの要件】		
サービス種別	担う機能	要件
計画相談支援、障がい児相談支援	相談及び地域の体制づくり	相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤専従の者*であり、かつ、常時の連絡体制を確保していること
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	緊急時の受け入れ・対応	居宅介護計画等に位置付いていない緊急の要請に対しても、速やかに相談に応じ、可能な限りサービス提供を行うこと
短期入所	緊急時の受け入れ・対応	常時の緊急受入体制を確保し、新規の相談を含む緊急の際の相談に積極的に応じ、円滑な受け入れを行うこと
施設入所支援	体験の機会・場及び緊急時の受け入れ・対応	地域移行支援の利用に積極的に協力する等、施設入所者の地域移行の促進に努めるとともに、緊急時の施設利用にかかる相談に積極的に応じること
生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	緊急時の受け入れ・対応	障がいの特性に起因して生じた利用者の緊急事態等に際して必要な支援を行うこと
生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) ※いずれも障がい者支援施設に設置されているものに限る。	体験の機会・場	地域移行支援の利用に積極的に協力し、施設入所者の地域移行の促進に努めること
自立生活援助	緊急時の受け入れ・対応	常勤の従事者を1名以上配置して常時の連絡体制を確保し、かつ、 <u>自立生活援助のサービスを提供した者が直近3年以内に1名以上いること</u>
地域定着支援	緊急時の受け入れ・対応	常勤の従事者を1名以上配置し、かつ、現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること、新規利用者からの相談に対して積極的に応じるなど、地域におけるニーズに適切に対応すること

地域移行支援	体験の機会・場	地域移行支援サービスを提供した利用者のうち、地域における生活に移行した者が直近3年以内に1名以上いること
<p><u>* (注)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「常勤」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の例による。</li> <li>・専従の者については、同一敷地内の事業所において、計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援、自立生活援助の職務を兼務しても差し支えない。</li> <li>・「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)1のイからハの「他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所」として届け出る場合には、近隣区に所在するなど、実質的に業務を円滑に実施できると認められる場合、一体的に管理運営を行う事業所を一括して取り扱うこととし、各事業所の所在するすべての区協議会における同意及び各事業所間の協定書の提出を要するものとする。この場合において、常勤専従の相談支援専門員1名の配置でも可とし、常時の連絡体制については一体的に管理運営を行う事業所全体として確保されていることで足るものとする。</u></li> </ul>		

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録手順

## ① 申し出

拠点等の機能を担うことを希望する障がい福祉サービス等事業者は、原則として、事業所の所在区の障がい者基幹相談支援センターへ申し出ます。

## ② 区協議会の調整

障がい者基幹相談支援センターが、各区保健福祉センターと連携して、区協議会において事業者の説明いただく具体的な会議を調整し、事業者へ日程等をお知らせします。

## ③ 事業者による説明と同意

事業者は、指定された会議において、拠点等の機能を担う具体的な計画や、地域の体制整備に協力するうえでの考え方などについて説明を行います。

説明資料は任意ですが、参考様式として「地域生活支援拠点等登録申請に関する説明資料」を作成していますので、該当するサービス種別の様式を活用いただけます。

説明後、質疑等を経て、拠点等の機能を担う事業所として登録されることへの同意を得たうえで、区協議会代表者から「地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号又は様式第1号の2）」の同意欄に記入してもらいます。

## ④ 登録申請

事業者は、区協議会による同意の記入を受けた「地域生活支援拠点等登録申請書」と、区協議会で使用した説明資料を、福祉局障がい福祉課へ提出します。

## ⑤ 審査と登録

福祉局障がい福祉課において登録要件に照らして審査のうえ、「地域生活支援拠点等登録通知書（様式第2号）」を交付します。

## ⑥ ホームページへの掲載

福祉局障がい福祉課は、登録事業所を大阪市ホームページに掲載し、市民に周知します。

登録事業所にかかる変更・廃止が生じた際は、「地域生活支援拠点等登録内容変更届（様式第4号）」、「地域生活支援拠点等登録廃止届（様式第5号）」により届け出てください。

※ 登録された事業者は、本市の求めに応じて、実施状況を報告する必要があります。

## ● 計画相談支援（障がい児相談支援）事業所で、一体的管理運営を行う場合について

- ・ 一体的管理運営を行う事業所としての登録は、近隣区に所在するなど、共同体制において実質的に業務を円滑に実施できると認められる場合に限りです。
- ・ 共同体制に加わる事業所が所在する全ての区の協議会での説明と同意が必要です。
- ・ 福祉局障がい福祉課への登録申請は、「地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号の2）」により代表者が一括して行い、事業所間で締結された協定書を添付してください。

## 地域生活支援拠点等に係る加算の概要

- この資料は、障がい福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等に係る加算等の概要をまとめたものです。実際の請求に当たっては、法令等の規定を十分確認してください。

令和6年4月現在

サービス種別	加算名称	概要
計画相談支援・障がい児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	拠点等である相談支援事業所が、緊急時に利用者等からの要請に基づき、短期入所利用のための連絡・調整を行った場合 700単位/回(月4回を限度)
	地域体制強化共同支援加算	拠点である相談支援事業所又は拠点関係機関との連携体制を確保して協議会に定期的に参画している相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス等事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合 2,000単位/月
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合 100単位/回(月2回を限度) 拠点等の場合 さらに50単位/回を加算
短期入所	(地域生活支援拠点等である場合)	拠点等である事業所がサービス提供を行った場合 利用を開始した日について、定める単位にさらに100単位/日を加算 一定の重度障がい者等の場合 さらに200単位/日を加算
施設入所支援	地域移行促進加算(Ⅰ)	拠点等である障がい者支援施設の入所者が、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な宿泊支援を利用する場合に、入所施設の職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 所定単位数に代えて120単位/日を算定
	地域移行促進加算(Ⅱ)	拠点等である障がい者支援施設が、グループホーム等の見学や食事体験など、地域生活への移行に向けた支援を行った場合 60単位/日を加算(月3回を限度)
生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) ※いずれも障がい者支援施設に設置されているものに限る。	障がい福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ・Ⅱ)	拠点等である障がい者支援施設の入所者が、当該施設の生活介護等を利用する場合であって、地域移行支援による障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、施設職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 初日から5日目 500単位/日 6日目から15日目 250単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日を加算
生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)	緊急時受入加算	拠点等である事業所が、利用者の緊急事態において、夜間に支援を実施した場合、100単位/日を加算
自立生活援助	緊急時支援加算(Ⅰ)	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、深夜に支援を行った場合 711単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日を加算
地域定着支援	緊急時支援費(Ⅰ)	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、速やかに支援を行った場合 734単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日を加算
地域移行支援	障がい福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ・Ⅱ)	障がい福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 初日から5日目 500単位/日 6日目から15日目 250単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日を加算
	体験宿泊加算(Ⅰ・Ⅱ)	単身での生活に向けて体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 加えて夜間・深夜帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合 700単位/日 拠点等の場合 さらに50単位/日を加算

計画相談支援給付費、障がい児相談支援給付費における機能強化型基本報酬について

計画相談支援給付費、障がい児相談支援給付費においては、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的として、機能強化型（継続）利用支援費、機能強化型（継続）障がい児支援利用援助費（以下、「機能強化型基本報酬」という。）が4区分設けられ、通常の報酬単価よりも高い単価が設定されています。

この報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものです。

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・協議会と連携や参画していること

なお、機能強化型基本報酬を算定する事業所は、地域生活支援拠点等の機能を担うことが期待されます。

1. 機能強化型基本報酬の算定要件

機能強化型基本報酬を算定しようとするときは、次の①、②の要件を満たしたうえで、事前に福祉局運営指導課への届け出が必要です。

①人員配置要件

次表に示すとおり、常勤かつ専従の相談支援専門員を配置する必要があります（機能強化型（Ⅳ）の2名のうち1名は、必ずしも常勤を要件とはしません。）

これに加えて非常勤の相談支援専門員や相談支援員を配置することは可能ですが、本要件には算入されません。

【表】

区分	必要人数	配置要件
機能強化型（Ⅰ）	4名	● ◎ ◎ ○
機能強化型（Ⅱ）	3名	● ◎ ○
機能強化型（Ⅲ）	2名	● ○
機能強化型（Ⅳ）	2名	● △

- (凡例) ● … 現任研修を修了した常勤の相談支援専門員（主任相談支援専門員を含む）  
 ◎ … 常勤の相談支援専門員  
 ○ … 常勤の相談支援専門員【他サービスとの兼務可能】  
 △ … 相談支援専門員（非常勤でも可）

### ★兼務について

- ・上記「常勤の相談支援専門員【他サービスとの兼務可能】」の者については、配置の届け出に当たり、当該指定特定（障がい児）相談支援事業所の業務に支障がないと認められる場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。
- ・いずれの相談支援専門員についても、同一敷地内にある指定障がい児（又は特定）相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、障がい者基幹相談支援センター、障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する障がい者相談支援事業の業務（管理者の業務を含む。）を兼務しても差し支えありません。

### ②その他の要件

次の（a）から（h）までのすべての要件を満たす必要があります。

- （a）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催すること。テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- （b）24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。【機能強化型（Ⅲ）及び（Ⅳ）を除く。】
- （c）協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。【機能強化型（Ⅳ）を除く。】
- （d）基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること。【機能強化型（Ⅳ）を除く。】
- （e）指定特定（障がい児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- （f）基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画（障がい児）相談支援を提供していること。
- （g）基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- （h）取扱件数が40未満であること。

## 2. 他の指定特定（障がい児）相談支援事業所と一体的管理運営を行う場合の取扱い

機能強化型基本報酬は、一つの指定特定（障がい児）相談支援事業所で全ての要件を満たしたうえで算定されることが基本ですが、単独の事業所で要件を満たすことが困難であっても、複数の事業所が一体的に管理運営を行うことで、一部の要件（人員配置要件、24時間連絡体制の確保）を一体的管理運営を行う事業所全体で満たすことが可能とされています。

なお、この取扱いは、機能強化型基本報酬（Ⅳ）には適用されません。

（例）各指定特定事業所に次の相談支援専門員が常勤専従で配置されている場合  
A事業所：現任1名 B事業所：初任者1名 C事業所：初任者2名  
これら3事業所が一体的管理運営を行い、協力して24時間連絡体制を確保  
⇒ 機能強化型基本報酬（Ⅰ）を算定できる。

### ①事業所要件

次のいずれかに該当する事業所が対象となります。

なお、一体的管理運営を行う事業所は、全て本市が指定した事業所に限ります。

- ・運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること

- ・地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。
- 具体的には、拠点関係機関との間で、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していること、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることです。

## ②人員配置要件

一体的管理運営を行うすべての事業所で、常勤かつ専従の相談支援専門員が1名以上配置されている必要があります。

## ③体制要件

一体的に管理運営を行うために協働体制を確保する場合、次のすべてを満たす必要があります。

- ・協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- ・機能強化型基本報酬に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。
- ・原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

## ★協定について

協定の締結に際しては、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要です。

協定書の様式等は定められていませんが、少なくとも次の事項を含む協定の締結が必要です。

- ・協定の締結年月日
- ・協定を締結する事業所名
- ・協定の目的
- ・協働により確保する体制の内容
- ・協働体制が維持されていることの確認方法
- ・協働する事業所の義務
- ・協定が無効や解除となる場合の事由や措置
- ・秘密保持
- ・協定の有効期間

## ④その他の要件の取扱い

一体的に管理運営を行うことにより機能強化型基本報酬を算定する場合、その他の要件の取扱いは次のようになります。

- 留意事項伝達会議の開催 … ケース共有会議、事例検討会議を共同で開催した週については本会議を開催したこととできる。
- 24時間連絡体制の確保【機能強化型(Ⅲ)を除く】 … 必ずしもすべての事業所で体制が確保されている必要はなく、事業所の輪番による対応等でも可。
- 協議会への参画及び連携の実施 … すべての事業所に適用。
- 基幹相談支援センターの取組への参画 … すべての事業所に適用。
- 現任研修修了者同行による研修 … すべての事業所に適用。現任研修修了者が配置されていない事業所については、他の事業所に配置された現任研修修了者による研修体制を確保すること。
- 支援困難ケースの受け入れ … すべての事業所に適用。
- 事例検討会への参加 … すべての事業所に適用。
- 取扱件数 … すべての事業所において40未満であること。